

---

◎議案第63号、第64号、第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第1、議案第63号 松崎町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について、日程第2、議案第64号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について、日程第3、議案第65号 賀茂広域消費生活センターの共同設置についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第63号は、松崎町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてであります。

議案第64号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結についてであります。

議案第65号は、賀茂広域消費生活センターの共同設置についての議案です。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長 山本 公君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（伴 高志君） いま説明していただいて、大まかなところは理解できたんですけども、何度か役割分担という言葉が使われていまして、この1市5町のそれぞれの役割というので分担しているようなことは何か明確になっているんですか。それとも、この言葉の使い方というのは、どういうことなのか教えていただけますでしょうか。

○企画観光課長（山本 公君） 町につきましては、消費生活相談、消費者トラブルなんかの関係の相談を受け持つ。県については、これは県民相談みたいなものを行っておりまして、相続ですとか金銭トラブルですとか生活上の相談ですとか、そういうものを県の方で担ってきたものですから、そのセンターとしての担うものを明確にしていると。市町としてはそういう部分、県としてはそういう部分をやるというようなことになっておりますので、そこを明確にさせていただいたということでもあります。

ですから、町とほかの市町との中では、県民相談の部分は入ってきていないというようなことがその結果でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番(伴 高志君) そうしますと、今までとどのように変わっていくのかという・・・、これをあえて広域連合にするというその意味というのは・・・、説明していただけますでしょうか。

○企画観光課長(山本 公君) 先ほどの法律の中でもちょっとお答えをさせていただきましたけれども、消費生活センターを置くように努めなければならないということがあるわけですが、各市町。なかなかその財源的な面、人的な面でなかなか対応ができなかったということでもございまして、これまでもトラブルなんかの相談があった時には、町の職員もやっていたんですけども、そのほかに県に相談するなり、沼津の東部県民生活センターの方に相談をしたりとかというような状況がありました。

今回設置することによりまして、下田の総合庁舎内にそういう相談員が置かれることによって、より相談がしやすい体制ができるとか電話での相談も受けますし、また巡回相談ということの中で、月に1回各市町に回って来てくれるというようなこともございますので、これまでよりもより質の高いと言うんですか、相談体制が取られるというようなことでもございます。

今までなかなか相談できなかったものが相談できるような体制が取れますし、なかなかセンターを設置することによって、今まで相談件数が少なかったのが増えて問題解決にもあたったというような事例がありますので、そういうことをすることによってトラブルの防止、未然に防いでまいりたいと思います。

○1番(伴 高志君) それでは、下田の方に専門のその職員が増えたというふうに考えていいんでしょうか。

○企画観光課長(山本 公君) これまで町で相談員があったわけではなくて、行政の職員が対応していましたけれども、今度は下田でセンターができることによって、そこに専門の相談員を置いて、その中でも対応していただくということになりますので、今まで以上に手厚い体制ができると考えております。

○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

○3番(長嶋精一君) 今までこの消費生活センターというのはなかったということですね。しかしながら、町の所有の車を見るとパトロール中という車に補記して、消費生活のトラブルについて解決しますというような文言が出ているわけだね。今日、私は見て来たんだけど非常にちぐはぐなんですよ。だが係はないと・・・、ということだと表面はどうだっていいんです。本当にやるのならやってもらいたい。ただし、やっていなかったということですから、今回は、そういう消費生活センターが1市5町でやるということであれば、県を含めて・・・、

私は非常にいいことだと思います。したがって定着するように、効果が上がるようにぜひお願いしたいと私は思います。以上です。

○企画観光課長（山本 公君） 消費生活センターは無かったわけですが、消費者に対するそういうトラブルの相談は、当然、企画観光課の中に消費者行政の担当の係がいて相談に乗っていたわけでございます。また難しい案件については、東部の県民生活センターの方に相談をしたりして、こちらの中で対応をしたり、指示をしたりしてやってきたという経過がございますので、そういった消費者相談をやっていなかったということではないですけれども。今回設置することによって下田の方に相談員が設置されますので、より質の高いサービスと言いますか、そういう相談に対してができるということで考えております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（渡辺文彦君） この消費生活に関するものはやっぱり専門性が必要な・・・、知識が求められると思うんですけれども。職員の配置のことに対してもあるんですけれども、職員の配置というのは県の方から派遣されてくるということですか、それとも市町の連携する中で共同で誰かを選任するという格好を取るわけですか。

○企画観光課長（山本 公君） 幹事団体が選任するというようなことになっておりまして、現在考えておりますのが、下田市の方で月に3回相談業務にあたっていた相談員の方をそちらの方に入っていて、月曜日から金曜日まで相談業務にあたっていくということで、了解も得られているというようなことでございますので、そういった方を選任させていただくということになると思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと昨日も私の一般質問でやりましたけれども、新たな広域連携促進事業で5分野からまた2つ増えて7分野になったと・・・。その一番しょっぱなが・・・、最初がこの広域連携がかかる消費生活センターですか、これを行うのは結構なことだと思いますけれども。私が言った意味は、やっぱりいま担当課長が説明しましたように、各市町の担当者がいると、なおかつまた1市5町でやると。私の感じとしてみれば屋上屋を重ねるような行政の仕方だと思うんです。

そういった賀茂郡の首長会議で決まったということのようではございますけれどもそれはそれで結構なんです、この11月30日の全員協議会でもらった資料を見ているんですけれども、下田市に本部を置いて月に1回程度巡回してくると。その巡回という言葉のイメージが、非常にこの西海岸が

僻地だということと私は感じを受けるわけです。なおかつ平日毎日専門的な立場からの助言、斡旋をすると・・・夜間はやっていない、土日はやっていない、公務員の勤務状態がそうでしょうけれども。いわゆる消費者トラブル、クーリングオフというのは、これは法律で8日間ですか、あれは。それだったら解除できると。一番困るのは、土日あるいは夜間にかかってくると思うんです、いろんな電話とか勧誘が。そういった場合はどうでしょう・・・、役場に電話をかけたら、もう電話は出ません。こっちの下田本部に電話をしても出ません。ですから、やるとしたならば夜間対応の電話あるいは日直等を置きまして、時間外勤務になるでしょうけれども、その辺の配慮の仕方。

それから、この西海岸は松崎町、西伊豆町が忘れ去られていくような感じを受けるんです。ほかの例を見ますと、下田警察署、松崎警察署が廃止になって下田へいった。免許証の書き替えも行かなければならない。消防署も下田が本部で統合しました。今度は消費生活センターも下田。行けば一日がかりで、車の免許を持っている人はいいですけど、持っていない人はバスで行かなければならない。だったら県の・・・、私の案ですけども、空いている旧松崎保健所のあそこの県の施設を支所的な役割としてやるという考えはないでしょうか。その辺をまずお答え願いたいと思います。

○企画観光課長（山本 公君） 月1回、回るということは、西海岸だけではなくて、南、河津、東伊豆町、そういう場所についても回るということになりますので、下田にいるばかりではなくて、そういう巡回相談の機会を設けて、より近いところで相談体制も取るというようなことでございます。

それから、電話での対応の関係ですが、確かに時間外の関係をどうするのかということになります。そのあたりにつきましては、また、現状ではなかなかできないわけですけども、広報等を通じて、そういう状態になる前に対応していただくような形の中で住民の皆さんにお願いをしてまいりたいと思います。

あと、支所の方というようなことですけども、賀茂郡の一応下田の総合庁舎を活用してやっていくというようなことになっておりますので、また細かく分析することになりますと財政的、人的な対応もなかなか出来かねるという部分もありますので、下田の総合庁舎の中にセンターを設けて対応していくということになるかと思えます。

○町長（齋藤文彦君） この消費生活センターについては、それぞれの町が立ち上げてやるのが本来のことだと思うわけですけども、やっぱりそれは財政的なところが厳しいということでは

企画観光課の職員が対応しているわけですが、非常に今度は本当に広域でやってくれるということで、1市5町が協力して下田にセンターを置いて、きめ細かい相談ができるということで、やっぱり広域でできることは広域でやると、1市5町で協力できることは協力しましょうという気持ちで首長もやっていますので、これは、私は、最初としては非常にいいのではないのかなと思っていますところでございます。

- 6番（福本栄一郎君）　こういった専門的な知識の要するものだったらば広域なことでもいいです。だから、私の昨日の一般質問を繰り返すわけじゃないですけども、やっぱり市町村独自のオリジナルと言うんですか、独自の特徴もあるんです。ですから繰り返しますけれども、昭和50年代の地方の時代でいろんな、消防署をつくりましょう、計算センターをつくりましょう。その結果が今はみんなTKCで分かれちゃったじゃないですか。

それはいいですよ、専門的なことがありますから。そういったことを踏まえての質問ですけども、ここの資料を見ますと「専門的な立場から助言や斡旋が可能となり、被害等を受けた金銭の回復などの救済が図られる」。これは弁護士的な業務をやってくれるんですか。単なる行政相談でどここの法律事務所に行きなさい、それで終わるんですか。ちゃんと弁護士業務まで入っての救済をしてくれるんですか。その辺をお願いします。

- 企画観光課長（山本 公君）　弁護士業務というところではなくて、そういったトラブルが発生したら・・・先ほどお話のありましたように、クーリングオフみたいな対応の仕方ですとか、あるいは業者との交渉みたいなことも当然やっておりますけれども、あまりそれ以上もっと深いものについては、そういった弁護士さん並びに、そういう方に頼んでいかなければならないという場面も当然出てくるかと思えます。

先ほどちょっと説明を落としましたけれども、このセンターにつきましては、県民相談の機能も持ち合わせていますので、それをまた各市町に分けてしまうというようなことは当然センターの支所みたいなところでやるということではできないのかなと考えていますけれども、いずれにしても財政的、人的な対応がなかなかできないという中での今回の連携した取り組みということですので、それによりまして被害が未然に防げるような状況をつくっていくということもありますので、よろしくお願ひしたいなと考えています。

- 6番（福本栄一郎君）　ですから、これが益々・・・、松崎町も3040世帯の中で高齢者世帯が2008世帯、66パーセント、3軒に2軒が高齢者世帯、これがいま世相を揺るがしているオレオレ詐欺に繋がってくると思うんです。高齢者世帯・・・。相談しようにも子どもたちがいない。

みんなよそです。引っかかってくるんです。いろんな病的なこともあるでしょう。認知症的なこともある。しかも、これへと相談したら電話が通じなかった。すぎる場所は・・・、私は言っているでしょう、最後に頼るのは役所だと。ここが役所的なことだったらば土日は休みです。夜間は電話が出ません。そういった救済措置。しかも弁護士の業務はできない。だったらどうするんですか。

ですから私は、月1回の巡回じゃなくて、この県の施設があるでしょう。これにつくるとか・・・、西伊豆を忘れられないために・・・、みんな下田、下田へともっていつているじゃないですか。我われ西海岸はどうするんですか。今に全てのことが全部下田に行かなければならない。バス代を使って半日で済むところをまた1日かからなければならぬ。そういったための行政サービスとして・・・、役所的な発想じゃなくて、町民的な視野にたつて役所的な発想で・・・。

西海岸に置けなかったら、夜間対応とか電話相談ということだけ・・・、少なくとも電話相談だけでもやってくれた方が、ここの経済的な疲へいしている・・・、今の貧富の層・・・、金持ち層がもう明確に表れてきています。益々この相談件数が多くなると思いますよ、いろんな問題で。その辺の対応として、町長、どういうふうに考えますか、夜間電話の設置とか・・・。人数はいろんな予算的にかかるでしょうけれども、少なくともすぎるところ、町民がすぎるところを・・・、何とか救済してくれないと困ると思うんですよ。その辺のお答えを願いたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 後で詳しいことは課長が答えますけれど、やっぱり何でも町で独立独歩の精神でやっていければいいわけですがけれども、それができないから、財政的に厳しいから1市5町で広域的にやりましょうということでスタートしているわけでございます。

ただ、松崎町に相談窓口がないというわけではありませんので、松崎町との相談は十分できると思います。

○企画観光課長（山本 公君） 確かに相談時間については、時間外の時間もあるわけですがけれども。役場も日直、宿直、誰もいないというような話ではございませんので、そういう部分の連絡は担当の方と取り合って、手続き的にちょっとできるかどうかという部分はありますけれども会社と話をしたりとか・・・、情報としては提供いただいた中で対応はできるかというふう認識をしています。

何度も申し上げますけれども、本来、各市町で設置に努めなければならないというようなこ

との中で、なかなか人的にも財政的にもできないということの中で、今回、広域という形の中でやって今までより体制を強化していくというようなことをございますので、そういう意味があるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） いろいろ経費の関係等で、町の中でできるものができないということ、これは、詳しいこと・・・、上に上に上がっていけば、できるということ結構なことだと思えます。

これは、まだ運営もされていないわけですがけれども、今から運営することによって問題点が出てくると、そして、その中で解決していこうということになるかと思うんですがけれども。今の流れとすると、松崎町の中である程度のことは受けて、わからないことは下田とか県へといったと、それが下田ではある程度配置されていますので、そこで詳しい関係ができること・・・。例えば、私は、相談する場合には、最寄りの松崎町に電話すると、それで窓口に行くか、そのようなことで対応してもらおう。わからなければ今度はあれですか、下田あたりから直接私の家なら私の家に電話がくるような、そういう対応になるのですかね、これは。

○企画観光課長（山本 公君） 先ほども申しましたけれども、今までは企画観光課の中の職員が相談を受けて、不明な点等については東部の沼津の県民生活センターの方へ相談をさせていただいたという経過がございます。

今回、下田にできることによって、今までの体制もそうですけれども、下田へ直接出向いてというか相談員の方が行って相談をできるような機会もできますし、先ほど言いましたような巡回の機会もございますし、また電話での相談を受けることもできますので、そういう意味では、今までよりも体制は強化されるのではないかと認識をしています。

また、センターを設置することによって、今までよりも相談件数が増えたという事例もありますので、そういう相談しやすい体制ができたというようなこともあるのかなと考えています。

○5番（藤井 要君） 1市5町、今からということですがけれども、県内ではもうある程度やっているのかということと、そして先ほどこれを見ますと、1.5倍ほどの、ほかの事例なんかでは案件が増えているということですよ。

これは、県下では、ここは遅いというようなことになるかもしれないですがけれども、いま松崎町ではどのくらいの案件が・・・、松崎町というか、1市5町でどのくらいの案件をいま抱え

ているというか相談が1年間を通すとあるのか、お願いしたいと思えますけれども。

○企画観光課長（山本 公君） センターの設置の状況ですけれども、35市町の内、相談員だけ置いているところも含めて、13がまだセンターとしての設置がされていません。

当然、賀茂、下田、賀茂郡下の5つ・・・、6つですか、1市5町ですので6つが・・・、下田は相談員を置いていますので、センターは設置していませんけれども。ということでございまして、設置していないところを見ますと伊豆半島が13の内ほとんどでして、あと3つが川根本町、森町、吉田町ということで、あと残りが下田の1市5町と伊豆市、伊豆の国市、伊東市、熱海市、相談員を置いているところも入っていますけれども、センターとして設置していないのがございますので、やはり伊豆地域においては、そういう面では遅れているかなと・・・、それは当然、財政的なもの人的な面もありますけれども。

それから消費者生活の相談件数ですが、平成26年度で県が受け付けたものと町が受け付けたもので240件ほど、236件ございます。

ただ、先ほども申しましたように、県の状況を見ますと県平均が7件くらい、人口1000人あたりに対して7件なんですけれども、賀茂地区は3.5ということで半分なので、そういうセンターができることによって、もっと相談件数が増えてくる可能性があるかなと思っております。

いずれにしても、そういうセンターを設置することによって、相談体制が樹立することによって被害が防げるということがあると思えますので、今回、設置をさせていただきたいということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（伴 高志君） 今ご説明の中に、今までは企画観光の職員が担当していたと・・・、これは広域で下田に専門の職員さんが配置されることによって、今までより町の中の職員としての業務は減るというふうに・・・、なかなか考えにくいかもしれませんが、そういう軽減という部分ではありますでしょうか。

○企画観光課長（山本 公君） 当然できたから、そっちへ行って全てをという話ではなくて、町でも相談に乗れることもあるでしょうし、難しいものについては下田の方に相談をという場合もありますので、そういう面では相談員さんができたことによって、少し負担が減るという部分もあるかもしれませんが、できたからといって、その業務を町でやらないという・・・、担当がやらないということはないというふうに考えてください。



○2番（渡辺文彦君） 今の説明ですと、町の職員はおそらく数は変わらないんだと思うんですね。今までどおり。となると、消費生活センターを作ることによって、専従の職員、専門性のある職員を置くということに対して、町は負担金・・・、加盟する団体は負担金を払うわけですね。おそらく。その分だけ基本的には、町の財政・・・、先ほどの話だと財政的にも軽くなるって言っているけれど、逆に専門員の分だけの負担金分だけ増えてくるような気がするんですけども、その辺はどうなんですかね。

○企画観光課長（山本 公君） 財政的な負担でいきますと、その相談員を配置する関係については、国の消費者行政活性化基金という交付金を使って手当をするということになっていますので、若干その事務的な部分の負担は伴うかもしれませんが、それほど多くない金額でございまして、人件費等の部分はその交付金から対応がされる。町の方のお金はかからないということになります。

あることによって、より今までより充実した相談体制が取れるということですので、職員ではなかなか解決ができなかったものが、そちらの方をお願いすることによって解決ができるというようなこともございますので、そういう面では今までより若干負担は軽減されるという部分もありますし、下田の方にあることによって、より相談しやすい体制ができるということ考えています。

（土屋議員「質疑終結を・・・」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ただいま土屋君から質疑終結の声がありましたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 松崎町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号 松崎町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 賀茂広域消費生活センターの共同設置についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号 賀茂広域消費生活センターの共同設置についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---